

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

- 第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

- 第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

- 第6 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、知事における個人情報の保護に関する規則により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

- 第7 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

- 第8 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

- 第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

令和 5 年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)
委託業務仕様書 (案)

1 委託業務の内容

ワシントン駐在員の活動支援のため、駐在員の指示に基づき、又は駐在員と連携して、以下の取組を実施する。

(1) 米国政府や連邦議会議員等への働きかけの支援

上記関係者との面談等を行い、沖縄の基地問題に関する正確な情報の発信、米国の安全保障政策・軍事戦略等に係る情報収集、国防権限法案に沖縄の基地問題の課題を反映させるための働きかけ等を行う。

(2) 米国内の有識者等への情報発信の支援

大学等における講演、有識者等へのダイレクトメールの定期的な送信、有識者等との面談・意見交換等による情報発信及び情報収集を行う。

(3) 知事訪米の対応支援

日程調整、訪問先・実施イベント調整、宿泊先確保、通訳手配・同行支援等

(4) 有識者・発信力の高い人物等の招聘に係る活動の支援等

(5) Foreign Agents Registration Act (FARA) 関連業務の支援に関すること

(6) その他、ワシントン駐在員の活動の支援に関すること

2 業務実績報告書(以下「報告書」という。)の作成

報告書には、上記 1 で示した業務の内容ごとに、業務実績、内容、成果等をまとめること。

3 経費内訳書の作成

経費内訳書には、業務の実施に要した経費の内訳を概ね次のとおり記載又は添付すること。

(1) 財務報告総括表

上記 1 で示した業務内容ごとに、要した諸費用を記載する。

人件費については、全業務の合計を記載する。

(2) 経費区分ごとの明細表

3(1)の区分ごとに、実際に支出した内容 1 件ごとの費用を明細として記載する。

明細には 1 件ごとに、3(3)のどの部分を参照すればよいかを通し番号等で記載する。

人件費については、上記 1 の区分ごとに、従事者ごとにあらかじめ定めた 1 時間当たりの単価と従事した時間(以下「稼働時間」という。)数の積による費用を記載する。

(3) 整理する書類

明細に対応する書類として、次のとおり整理すること。

- ア 当該委託事業で契約した契約書、支出した全経費の請求書及び領収書の写し
- イ 従事者別・月別の稼働時間集計表
- ウ 業務日誌（人件費対象となる従事者ごとに、業務の具体的な内容がわかるものを整備。）
- エ その他当該業務の管理上必要とされる書類

4 納品物

	提出図書	提出部数	提出期日
	中間報告書	1	令和5年10月1日
	最終報告書	1	令和6年3月31日
	積算内訳書	1	令和6年3月31日

* 1 電子情報媒体1部

5 その他

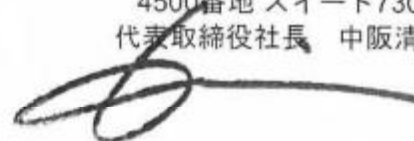
- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、原則日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に請負わせることのできる、その他、簡易な業務の範囲は、議事録作成、封入・発送及び送迎とする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及びその他の詳細事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

(様式 4) 別紙

【令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)】
御見積 内訳書

2023年4月1日

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務) 委託業務共同企業体
ワシントンコアL.L.C.
アメリカ合衆国
メリーランド州 20814
ベセスダ市 イーストウエスト通り
4500番地 スイート730号
代表取締役社長 中阪清志



下記の通りお見積り致します。人件費、経費、それぞれの詳細な内訳は、次項以降をご参照ください。なお、このお見積もりでは、日本銀行が発表している、
を採用しております。

1 人件費

--

2 経費

--

合計

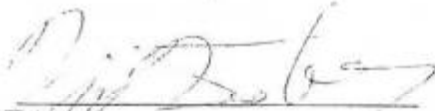
共同体協定書

マーキュリーパブリックアフェアーズ L.L.C. ("マーキュリー") とワシントンコア L.L.C. ("WCORE") は、以下 ("本協定") に同意します。

1. マーキュリーと WCORE は、沖縄県 ("OPGJ") が委託を想定しているプロジェクト「令和 5 年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業 (活動支援業務)」に関して連携します。もしマーキュリーと WCORE が受託した場合、OPGJ が提示する業務契約書 ("主契約") の規約と条件の順守に最善を尽くすことで同意します。
2. マーキュリーと WCORE は、「令和 5 年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業 (活動支援業務) 委託業務共同企業体」を組織します。
3. 本協定の有効期間は、2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までとします ("期間")。いずれかの当事者が本協定の終了を希望する場合、終了予定日の少なくとも 30 日前に文書で通知する必要があります。
4. もし主契約が交わされた場合、マーキュリーと OPGJ 間の連絡窓口として WCORE を指定し、また主契約に関連する業務予算及び関連費用の受け取りと分配に WCORE の銀行口座を最大限利用することを認め、同意します。
5. 本協定は 2 部作成され、1 部は英語版、もう 1 部は日本語翻訳となります。本協定は英語にて作成され、日本語翻訳は参照や利便性のためだけに利用されます。言語に基づく認識の不一致が発生した場合、もしくは本協定の翻訳、用語、解釈の不一致が発生した場合、英語版が本協定として確認され、優先されます。
6. 本協定は、連携する当事者間の意向表明であり、法的拘束力のある契約ではありません。本協定によって、法的権利または義務が生じることはありません。本協定は、当事者間または第三者間の法的紛争の根拠となることはできず、またそのような役割を果たすこともありません。

マーキュリーパブリックアフェアーズ
L.L.C.

ワシントンコア L.L.C.


(署名)


(署名)

構成員：
ヴィン・ウィーバー、パートナー
マーキュリーパブリックアフェアーズ L.L.C.

代表者：
中阪清志 CEO
ワシントンコア L.L.C.

日付：2023 年 3 月 16 日

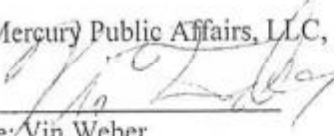
日付：2023 年 3 月 16 日

TEAMING AGREEMENT

Mercury Public Affairs, LLC ("Mercury") and Washington CORE, L.L.C. ("WCORE") agree to the following (the "Teaming Agreement"):

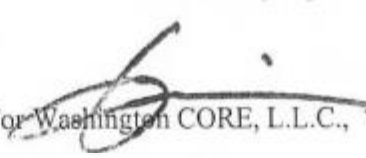
1. Mercury and WCORE shall collaborate on a proposed project "FY 2023 Okinawa Prefecture DC Office Activity" commissioned by the Okinawa Prefectural Government of Japan ("OPGJ"). If awarded to Mercury and WCORE, the parties hereto will use their best efforts to agree to the terms and conditions set forth in the OPGJ project award/contract (the "Prime Agreement").
2. Mercury and WCORE shall form a team named "the Collaborative Team for FY 2023 Okinawa Prefecture DC Office Activity."
3. The effective period of the Teaming Agreement is from April 1, 2023 to March 31, 2024 ("Term"). If either party wishes to terminate this Teaming Agreement, written notice should be given at least 30 days before the proposed termination date.
4. If the Prime Agreement is awarded to the parties hereto, the parties hereby agree to designate WCORE as the main point of contact between Mercury and OPGJ, and the parties acknowledge and agree that WCORE's bank account will be used to receive and disseminate project fees and any relevant expenses in connection with Prime Agreement to the greatest extent possible.
5. This Teaming Agreement is being made in two (2) copies so that one can be in the English language and the other in the Japanese language. This Teaming Agreement is in the English language and the Japanese translation is for reference and convenience only. In the event of any conflict in the languages, or any inconsistency in translation, terms, or interpretation of the Teaming Agreement, the English version is confirmed as the Teaming Agreement between the parties and shall prevail.
6. This Teaming Agreement is a statement of intent of the parties to cooperate and is not a legally binding agreement. No legal rights or obligations are created by this Teaming Agreement. This Teaming Agreement cannot and shall not serve as the basis for any legal dispute between the parties or any third-party.

For Mercury Public Affairs, LLC,

By: 
Name: Vin Weber
Title: Partner

Date: 03/16/2023

For Washington CORE, L.L.C.,

By: 
Name: Kiyoshi Nakasaka
Title: CEO

Date: 03/16/2023

予 定 価 格 調 書 (工事を除く)

令和5年度

委託名 : 令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業 (活動支援業務)

金 額

¥ 31,898,000-

(見積書比較価格)

¥ 28,998,182-

内 訳

委託名	数量	単 価	金 額
令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業 (活動支援業務)	一式		¥ 28,998,182
消費税相当額 (10%)			¥ 2,899,818
合 計			¥ 31,898,000

上記のとおり決定する。

令和5年 4月 / 日

契約担当者

基地対策統括監

印

公室長 福 政 仁 留

分類	3	6	Z	決裁印	決裁区分	課長
保存種別	第3種 5年				公印の有無	公印あり
文書記号・番号	知基第97号				案1	公印
処理経過	収受	年 月 日			発送日	年 月 日
	起案	令和05年04月01日			発送種別	
	処理期限	年 月 日			案2	公印
	施行	年 月 日			発送日	年 月 日
担当課	知事公室 基地対策課 調査班				発送種別	
起案者	職	主査	印		案3	公印
	氏名				発送日	年 月 日
	電話				発送種別	
情報公開	開示			案4	公印	
				発送日	年 月 日	
				発送種別		
課長(3)				副参事(2)	班長(1)	
						
件名	再委託の承認について（令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（ ^{活動} 運営支援業務））（伺い）					
みだしのことについて、事業受託者であるワシントンコアL.L.Cから再委託承認申請があります。内容を確認したところ、妥当と考えられますので、別紙案のとおり、承認してよいでしょうか。 ／ 承 け 記 業務内容： 法務関係サービス 再委託先： Shulman Rogers Gandal Pordy & Ecker, P.A. 再委託額： 1,560,000円（\$12,000） ※為替により、円の最終額は変動あり。						
発送種別	①庁内施行 ②郵便 ③ファクシミリ ④電子メール ⑤LGWAN				施行区分	①例規 ②公報登載

注 発送種別については、該当するものの番号をそれぞれの欄に記入すること。
該当するものがない場合には、簡潔にその内容を記入すること。

(様式 3)

再委託承認書

令和 5 年 4 月 1 日

令和 5 年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）委託業務共同企業体

ワシントンコア L.L.C.

代表取締役社長 中阪 清志 殿

沖縄県知事名 玉城 康裕



2023 年 4 月 1 日付け申請のあった再委託については、以下の条件を付して承認します。

契 約 件 名	令和 5 年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）
再委託を承認する業務	FARA 報告、事務所維持に係る法務全般
再委託先	企業(団体) Shulman Rogers Gandal Pordy & Ecker, P.A. 代表者(職氏名) Daniel S. Krakower
再委託承認額	1,560,000 円（\$12,000）
再委託承認期間	令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日
再委託の条件	1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。 2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。 3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。 4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。 5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。 6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。 7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。

(様式 3)

再委託承認書

令和5年4月1日

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）委託業務共同企業体

ワシントンコア L.L.C.

代表取締役社長 中阪 清志 あて

沖縄県知事名

2023年4月1日付け申請のあった再委託については、以下の条件を
付して承認します。

契 約 件 名	令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）
再委託を承認 する 業 務	FARA 報告、事務所維持に係る法務全般
再 委 託 先	企業(団体) Shulman Rogers Gandal Pordy & Ecker, P.A. 代表者(職氏名) Daniel S. Krakower
再委託承認額	1,560,000 円 (\$ 12,000)
再委託承認期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
再委託の条件	1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。 2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。 3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。 4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。 5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。 6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。 7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。

(様式1)

再委託承認申請書

2023年 4月 1日

沖縄県知事 殿

住所 アメリカ合衆国メリーランド州ベセスダ市
イーストウエスト通り 4500 番地
スイート 730 号

企業名

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）委託業務共同企業体

ワシントン・ロー・L.L.C.

代表者 代表取締役社長 中飯 清志

以下の契約に係る業務について再委託を行う必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

契 約 件 名	令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）		
契 約 金 額	31,894,200円		
契 約 年 月 日	2023年 4月 1日		
履 行 期 限	2024年 3月31日		
再委託を予定 する 業 務	FARA 報告、事務所維持に係る法務全般		
再委託予定額	1,560,000円(\$12,000)		
再 委 託 先	企業(団体) Shulman Rogers Gandal Pordy & Ecker, P.A. 代表者(職氏名) Daniel S. Krakower 住所 12505 Park Potomac Avenue, 6 th Floor, Potomac, MD 20854 〒20854-1201		
再委託予定期間	2023年 4月 1日 ～2024年 3月 31日		
再委託の必要性	駐在所が米国において合法的に活動するため、本事業では FARA 登録の維持やそれにかかる定期報告、事務所の登記更新などの法務対応が必要となり、これらの手続きに精通した弁護士の支援が必要である。		
再委託先選定理由	Shulman Rogers Gandal Pordy & Ecker, P.A. は、総合大手法律事務所であり、ほぼすべての分野の専門家を擁していることから、専門家間との連携も望める。また以前にも日系国際 NPO の米国における活動を支援した実績を持つ。これらの理由から、選定を行った。		
再 委 託 先 の 適 格 性 ※	業務履行に必要な人員・技術・設備等 期間内の適正な業務履行の確保 指名停止措置を受けている者 本件契約の競争入札参加者 暴力団員に該当する者 暴力団と密接な関係を有する者	☒ あり ☒ 可 ☒ 非該当 ☒ 非該当 ☒ 非該当 ☒ 非該当	☐ なし ☐ 不可 ☐ 該当 ☐ 該当 ☐ 該当 ☐ 該当

※「再委託先の適格性」については、申請者が確認のうえを記入すること



令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)の確定額について

契約額	¥31,894,200
-----	-------------

1. 契約書第13条4項によりドル建ての精算額(実績報告)から円建ての確定額を算出する

(1)ドル建ての実績額

		(ドル)
精算額(A)		\$223,022.31
内訳	人件費	
	直接経費	

(2)円建ての実績額

	(ドル)	(円)	適用レート	
第一回概算払額(B)	\$87,400.23	¥12,757,680	1ドル= ¥145.97	概算払時レート 8月9日
第二回概算払額(C)	\$63,435.91	¥9,568,260	1ドル= 150.8335	概算払時レート 11月28日
差し引き額(D=A-B-C)	\$72,186.17	¥10,918,158	1ドル= ¥151.25	日本銀行 (中心相場) 3月29日
実績額(B+C+D)	\$223,022.31	¥33,244,098		

実績額(33,244,098円)＞契約額(31,894,200円)であるので、差額 ¥1,349,898
確定額は31,894,200円となる。

(委託料の支払い)
第13条
4 甲は、1項の検査において、完了報告書及び経費明細書、成果物の内容が適正であると認めた時は、委託料の額を確定するものとする。
確定にかかる換算レートは、概算払分については、概算払いにおいて甲が支払った日本円総額を、乙が実際に受領する米ドル総額で割った実効レートを以って、換算レートとする。尚、精算払い分については、2024年3月31日適用の日本銀行外国為替市況レート(中心相場)を換算レートとする。
15 前項の確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と4条で規程する委託料の額のいずれか低い額とする。

【令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）】
経費 最終報告 内訳 （2023年4月1日～2024年3月31日）

2024年3月 提出

(1) 米国政府や連邦議会議員等への働きかけの支援

経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	償収率	備考

(2) 米国内の有識者等への情報発信の支援

経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	償収率	備考

(3) 知事訪米の対応支援

経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	償収率	備考

(4) 有識者・発信力の高い人物等の招聘に係る活動の支援等

経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	償収率	備考

(5) FARA関連業務の支援

経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	償収率	備考

(6) その他、ワシントン駐在員の活動支援

経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	償収率	備考

【令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)】
人件費 最終報告 内訳(2023年4月1日～2024年3月31日)

2024年3月 提出

業務	担当者	単価	稼働時間	小計(円)	備考
(1)米国政府や連邦議会議員等 への働きかけの支援					
(2)米国内の有識者等 への情報発信の支援					
(3)知事訪米の対応支援					
(4)有識者・発信力の高い人物等 の招聘に係る活動の支援等					
(5)FARA関連業務の支援					
(6)その他、ワシントン駐在員 の活動支援					
業務	担当者	ドル建て			
人件費総計					

執行機関	秘書課長	秘書課 班長	秘書課 担当	課長	副参事	班長	担当	出納機関	会 管 理 者	会計課長	副参事	班 長	担 当	担 当	当
															

支 出 調 書

主務課 071201 基地対策課

執行課 071007 秘書課



年度 令和 5 年度
支出命令番号 0011801

予算種別 現年

略科目 021

会計 01 一般会計



予算執行伺済日 令和 5 年 2 月 22 日
支出負担行為日 令和 5 年 4 月 1 日
支出命令日 令和 5 年 7 月 25 日
支払希望日 令和 5 年 8 月 9 日*

款 02 総務費
項 01 総務管理費
目 11 諸費

事項 016 基地対策調査費

支払希望日種別 希望
支出方法 通常

事業 004 ワシントン駐在員活動事業費

節 12 委託料
細節



支 出 額
控 除 額
差 引 額

¥12,757,680
¥0
¥12,757,680

債権者 00016542965

アメリカ合衆国メリーランド州 20814

ベセスダ市イーストウェスト通り 4500 番地スイート 730 号

代表者 ワシントンコア L. L. C.

代表取締役社長 中阪清志

令和 5 年度 沖縄県 ワシントン駐在員活動事業 (活動支援業務)
委託業務共同企業体

支払方法 隔地払
0188012
沖縄銀行
本支店及び出張所

公印確認

25 年 7 月 25 日

摘 要 令和 5 年度 沖縄県 ワシントン駐在員活動事業 (活動支援業務) 概算払 1 回目

408 1
基地対策課

支出負担行為済額
支出済額
支出残額

31,894,200 円
12,757,680 円
19,136,520 円

INVOICE

Washington CORE, L.L.C.
4500 East-West Highway, Suite 730
Bethesda, MD 20814
U.S.A.

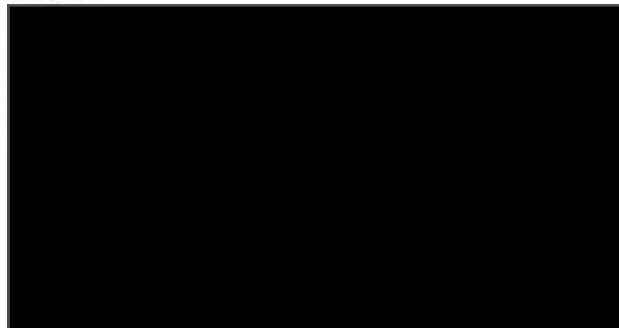
Kiyoshi Nakasaka, President & CEO



Date	July 19, 2023	
Bill To	ATTN: Governor Yasuhiro Tamaki Okinawa Prefectural Government 1-2-2 Izumizaki Naha Okinawa Japan	
Invoice No.	6206	
Project No.	092 - 2301	
Project Name		Amount
令和 5 年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援事業)		JPY 12,757,680
<内 訳>	契約額	¥ 31,894,200
	受領済額	¥ 0
	今回請求額	¥ 12,757,680
	差引残高	¥ 19,136,520
Total		JPY 12,757,680

Wire Transfer Information

Bank Name:
Bank Address:
Bank Telephone:
Account Name:
Account Number:
Swift Code:
Routing Number:
ACH Number:



執行機関	秘書課長	秘書課班長	秘書課担当	課長	副参事	班長	担当	出納機関	会計管理者	会計課長	副参事	班長	担当	担当
									課長決					

支 出 調 書

主務課 071201 基地対策課

執行課 071007 秘書課

年度 令和 5 年度
支出命令番号 0011802

予算種別 現年

略科目 021

会計 01 一般会計

予算執行伺済日 令和 5 年 2 月 22 日
支出負担行為日 令和 5 年 4 月 1 日
支出命令日 令和 5 年 11 月 14 日
支払希望日 令和 5 年 11 月 28 日

款 02 総務費
項 01 総務管理費
目 11 諸費

事項 016 基地対策調査費

支払希望日種別 自動
支出方法 通常

事業 004 ワシントン駐在員活動事業費

節 12 委託料
細節



支	出	額	¥9,568,260
控	除	額	¥0
差	引	額	¥9,568,260

債権者 00016542965

支払書類は 8 月分の支出調書に添付済
(第1回概算払)

アメリカ合衆国メリーランド州 20814

ベセスダ市イーストウェスト通り 4500 番地スイート 730 号

ワシントンコア L. L. C.

代表取締役社長 中阪清志

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)
委託業務共同企業体

支払方法 隔地払
0188012
沖縄銀行
本支店及び出張所



摘 要 令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)概算払2回目

408 1 基地対策課	支出負担行為済額	31,894,200 円
	支出済額	22,325,940 円
	支出残額	9,568,260 円

Z411 411 0511141122

INVOICE

Washington CORE, L.L.C.
4500 East-West Highway, Suite 730
Bethesda, MD 20814
U.S.A.

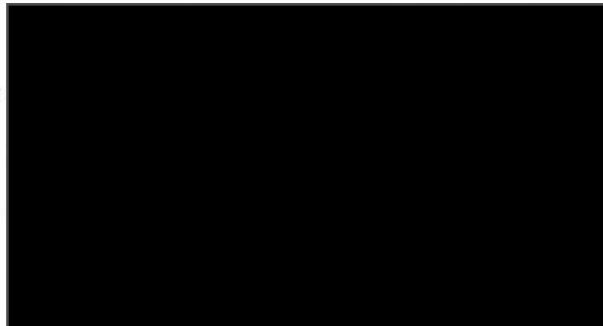
Kiyoshi Nakasaka, President & CEO



Date	November 8, 2023		
Bill To	ATTN: Governor Yasuhiro Tamaki Okinawa Prefectural Government 1-2-2 Izumizaki Naha Okinawa Japan		
Invoice No.	6267		
Project No.	092 - 2301		
Project Name			Amount
令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援事業)			JPY 9,568,260
<内 訳>	契約額	¥ 31,894,200	
	受領済額	¥ 12,757,680	
	今回請求額	¥ 9,568,260	
	差引残高	¥ 9,568,260	
Total			JPY 9,568,260

Wire Transfer Information

Bank Name:
Bank Address:
Bank Telephone:
Account Name:
Account Number:
Swift Code:
Routing Number:
ACH Number:



執行機関	秘書課長	秘書課班長	秘書課担当	課長代	副参事	班長	担当	出納機関	会管理	計者	会計課長	指導監	副参事	班主	長幹	担当	当
				〇	〇	〇	〇	〇	課長	専決	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

支出調書

主務課 071201 基地対策課

執行課 071007 秘書課

年度 令和 5 年度
支出命令番号 0011803

予算種別 現年

略科目 021

会計 01 一般会計

予算執行伺済日 令和 5 年 2 月 22 日

支出負担行為日 令和 5 年 4 月 1 日

支出命令日 令和 6 年 5 月 10 日

支払希望日 令和 6 年 5 月 24 日

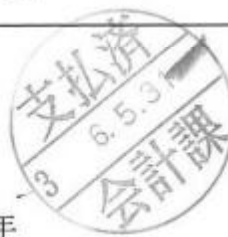
款 02 総務費
項 01 総務管理費
目 11 諸費

事項 016 基地対策調査費

支払希望日種別 自動
支出方法 通常

事業 004 ワシントン駐在員活動事業費

節 12 委託料
細節



支控差	出除引	額額額	¥9,568,260 ¥0 ¥9,568,260
-----	-----	-----	--------------------------------

債権者 00016542965

アメリカ合衆国メリーランド州 20814

ベセスダ市イーストウェスト通り 4500 番地スイート 730 号

代表者 ワシントンコア L. L. C.
代表取締役社長 中阪清志

令和 5 年度 沖縄県 ワシントン駐在員活動事業 (活動支援業務)
委託業務 共同企業体

支払方法 隔地払
0188012
沖縄銀行
本支店及び出張所

関係書類は 1 回 日 概算払 (8 月)
に 添付 済

摘 要 令和 5 年度 沖縄県 ワシントン駐在員活動事業 (活動支援業務) 精算払

408 1 基地対策課	支出負担行為済額 支出済額 支出残額	31,894,200 円 31,894,200 円 0 円
----------------	--------------------------	-------------------------------------

Z411 411 0605100915

WASHINGTON | CORE

INVOICE

Washington CORE, L.L.C.
4500 East-West Highway, Suite 730
Bethesda, MD 20814
U.S.A.

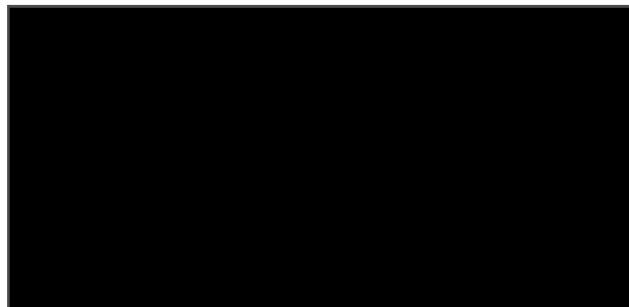
/ Kiyoshi Nakasaka, President & CEO



Date	May 7, 2024
Bill To	ATTN: Governor Yasuhiro Tamaki Okinawa Prefectural Government 1-2-2 Izumizaki Naha Okinawa Japan
Invoice No.	6376
Project No.	C92 - 2301
Project Name	Amount
令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援事業)	JPY 9,568,260
<内 訳>	
契約額	¥31,894,200
受領済額	¥22,325,940
今回請求額	¥9,568,260
差引残高	¥0
Total	
JPY 9,568,260	

Wire Transfer Information

Bank Name:
Bank Address:
Bank Telephone:
Account Name:
Account Number:
Swift Code:
Routing Number:
ACH Number:



知 基 第 4 0 号

令和6年5月7日

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業

(活動支援業務) 委託業務共同企業体

代表者

ワシントンコア L.L.C.

代表取締役社長 中阪 清志 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業 (活動支援業務)
委託料の額の確定について

令和5年4月1日付けで委託契約を締結しました沖縄県ワシントン駐在員
活動事業 (活動支援業務) の委託金額について、下記のとおり確定します。

記

契約額	31,894,200円
確定額	31,894,200円
差 額	0円

検 査 調 書

基地対策統括監 	課長 	副参事 	班長 	班員 
契 約 金 額	31,894,200円			
確 定 額	31,894,200円			
契 約 年 月 日	令和5年4月1日 (期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日)			
納入者住所氏名	令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）委託業務 共同企業体 代表者 米国メリーランド州ベセスダ市 イーストウェスト通り 4500番地 スイート730号 ワシントンコアLLC 代表取締役社長 中阪 清志			

内

訳

委託名	数量	金 額	納 期 限	納入月日	検査月日	検査場所	備 考
令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）	一式	31,894,200円	R6.3.31	R6.3.31	R6.3.31	基地対策課	

検査意見 検査の結果、適当と認められる。

上記のとおり検査しました。

令和6年3月31日

基地対策課 主査

共同企業体同意書

沖縄県の発注に係る「令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）委託業務」において、業務完了後における諸対応及び会計処理等に要する期間が共同体協定書3に定めている有効期間を越えるため、当企業体の解散の時期を構成員全員の同意を得て、2024年（令和6年）5月31日まで延長することを決定する。

ワシントンコア L.L.C. とマーキュリーパブリックアフェアーズ L.L.C. は、上記のとおり同意したので、その証拠として、本同意書は2部作成し、各部に構成員が署名し、各自1部を保管するものとする。

2024年3月29日

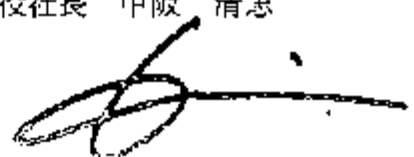
令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業
（活動支援業務）委託業務共同企業体

代表者

米国メリーランド州ベセスダ市
イーストウェスト通り 4500番地 スーート 730号
ワシントンコア L.L.C. 代表取締役社長 中阪 清志

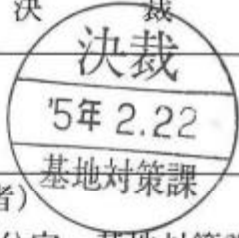
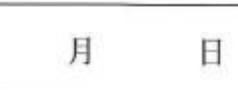
構成員

米国ワシントン特別区
エル通り 北西 1615番地 スー
ート 400号
マーキュリーパブリックアフェア
ーズ L.L.C.
パートナー ヴィン・ウィーバー



W970135610102, 2024.11.54(F07)

予算執行伺(本庁)

知事 <u> </u> 副知事 <u> </u> 出納長 <u> </u> 会室長 <u> </u> 基地対策 秘書 秘書課 秘書 統括監 課長 班長 課員 参事兼課長 <u> </u> 副参事 <u> </u> 班長 <u> </u> 課員 <u> </u>    		決 裁 欄  (起案者) 知事公室 基地対策課 氏 名  TEL 	
起 案	令和5年2月17日 /	決 裁	平成 年 月 日
令和5年度	会 計 (特別会計名) 一 般 / 特 別	款 総 務 費	項 総 務 管 理 費 目 諸 費
節 委 託 料 / (細節)	予 算 残 額 72,153,000円	支出の方法(該当を○で囲む) 精算払、資金前渡、概算払、前金払、 繰替払、委託、部分払	
予算執行の内容 委託料の執行について(伺い)			
みだしのことについて、下記のとおり執行してよいでしょうか。 記 1 執行予定額: 40,255,000円 / / 2 事業名 令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務) 3 目 的 沖縄県が基地問題の解決に向け、米国側の理解と協力を求める目的でワシントンD.C.に設置しているワシントン駐在事務所の運営支援を行う。 4 委託内容 (詳細は別紙業務及び企画提案仕様書を参照) ワシントン駐在の運営を支援するため、以下の事項を実施する。 (1) 事務所の運営支援に関すること (2) 駐在員の保険、ビザ関連の支援に関すること (3) 現地スタッフの支援に関すること (4) 米国における確定申告等の対応支援に関すること (5) その他、駐在員の運営の支援に関すること			

5 契約の方法：

随意契約（地方自治法234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第2号）

（理由）当該委託業務は、米国ワシントン駐在にかかる運営支援にあたり、英語を母国語とする者と同等程度の英語でのコミュニケーション能力及び日本語を母国語とする者と同等程度の日本語文章作成能力を有する人員を備える必要性及び米国に置いている駐在事務所の運営支援という業務の特殊性があることから、予算の範囲内で最良の結果を得るため、公募により、複数の事業者から企画提案書を提出させ、その内容を審査委員会で審査して委託先を決定するプロポーザル方式としたい。

沖縄県随意契約随契ガイドライン 5-(2)-⑥ア 公表対象

6 公募方法：沖縄県ホームページ、英語版ホームページにおいて公募案内を掲載する。

7 契約書：別添「委託契約書（案）」のとおり

8 契約期間：2023年4月1日から2024年3月31日まで

9 契約保証金：沖縄県財務規則第101条により契約金額の100分の10以上とする。

但し沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 予算執行状況	予算内示額	72,153,000円
	執行済額	0円
	執行予定額	40,255,000円
	予算残額	31,898,000円

11 委託料の支払い：概算払及び精算払

沖縄県財務規則第65条の規定により、委託費を必要に応じ概算払いし、業務終了後に残額を精算払いとする。

（概算払いの必要性）

本事業は、家賃、光熱費等のランニングコスト、同駐在活動の支援業務にかかる人件費及び経費が発生すると見込まれるため、業務遂行のための資金が不足した場合、本事業の執行が困難となる可能性が生じることから、概算払いが必要である。

12 予算執行手続きについて

本予算執行伺いは、平成24年2月21日付け総財第1991号「当初予算にかかる年度開始前の予算執行手続きについて（通知）」に基づき、当初予算に係る年度開始前の事前準備手続きを行うものである。そのため、企画提案募集要領においては、「令和5年度の当初予算において当該事業が予算措置された場合のみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には本公募にかかる一切について、いかなる効力も発生しないこと」を明記している。

「令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）」に係る
企画提案募集要項

沖縄県では「令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）（以下「本業務」という。）」の受託者を選定するため、企画提案募集（以下「本募集」という。）を実施する。受託希望者は、次の要項に従って企画提案書等関係書類を提出すること。

なお、本募集については、沖縄県の令和5年度当初予算において当該事業が予算措置された場合のみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には本募集にかかる一切について、いかなる効力も発生しないものとする。

1 事業の目的

沖縄県では米国ワシントンD.C.に駐在員を設置しており、本事業は当該駐在員の現地事務所の運営支援を目的としている。

2 委託業務

- (1) 委託事業名：令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）
- (2) 委託期間：令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで
- (3) 業務内容：別添「企画提案仕様書」参照

3 企画提案上限額

企画提案の費用は、本業務を実施するにあたり必要となる一切の経費を含め、総額40,255,000円（消費税相当額込み）の範囲内で見積もること。

ただし、この上限額は企画提案のために提示した金額であり、契約金額ではない。

4 応募資格（次に掲げる要件を全て満たすこと）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（※）に該当しない者であること。

（※）地方自治法施行令（昭和22年5月3日号外政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 英語を母国語とする者と同等程度の英語コミュニケーション能力及び日本語を母国語とする者と同等程度の日本語文章作成能力を有する人員を1名以上担当者として配置し、本業務の的確な実施及び沖縄県と緊密な連絡調整を行うことが可能な法人であること。
- (3) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有する者であること。
- (4) 過去5年間に、国、地方公共団体、または同等の団体、法人等と委託契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 共同企業体による企画提案申請も認める。その場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が企画提案申請を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、上記(1)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のうち少なくとも1者は、上記(2)から(4)までの要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、単体企業又は他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。

5 問い合わせ、応募申請スケジュール及び提出先

(1) 本募集に関する質問

質問は、令和5年3月9日（木）（日本時間）までに、本要項第6に掲げる質問票（様式1）により(3)のアドレスあて電子メールで提出すること。

なおメール送付後、24時間以内（土日・祝祭日の場合はその翌日以降平日の同時刻以内。以下同じ。）に受領の返信がない場合は、電話にて到達確認を行うこと。

(2) 企画提案の提出

企画提案は、令和5年3月17日（金）23時59分（日本時間）までに、本要項第6(2)に掲げる応募書類により(3)のアドレスあて電子メールで提出すること。なおメール送付後、24時間以内（土日・祝祭日の場合はその翌日以降平日の同時刻以内。以下同じ。）に受領の返信がない場合は、電話にて到達確認を行うこと。

(3) 質問及び企画提案の提出先

沖縄県知事公室 基地対策課 （担当）吉嶺、玉元

E-mail : aa001201@pref.okinawa.lg.jp

電話 : 098-866-2460 FAX : 098-869-8979

6 質問及び応募書類

- (1) 質問票：様式1
- (2) 応募書類

- ア 応募申請書：様式 2
- イ 企画提案書：様式 3（10頁以内。スケジュールも示すこと）
- ウ 積 算 書：様式 4（消費税相当額を含む額を記載すること）
- エ 執 行 体 制：様式 5
- オ 実 績 書：様式 6
- カ 誓 約 書：様式 7
- キ 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）※様式任意
※共同企業体の場合は構成員ごとに、様式 2 に準じた会社概要、カ
誓約書を提出すること。

(3) その他

質問及び企画提案にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (4) 応募申請書及び積算書（見積書）には、押印又はサインを付すこと。
なお、PDFファイルにスキャンした印又はサイン（電子署名）の利用を了承する。

7 委託事業者の選定

(1) 選定方法

- ア 沖縄県知事公室内に設置する委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において総合的に審査し、委託契約候補者（以下「候補者」という。）としての優先順位を決定する。
- イ 応募のあった提案は、選定委員会で書類審査を行い、必要に応じてプレゼンテーションなど 2 次審査を行って順位を決定する。
- ウ 選定委員会は非公開で行い、提出された応募書類、審査内容、審査経過等は公表しない。また、審査過程等に関する問い合わせには応じない。
- エ 選定委員会による審査の結果、一定水準を満たした提案がないことを理由として、候補者なしとする場合がある。

(2) 審査基準

ア 事業目的等の理解度

本業務の目的及び内容を十分理解の上、的確に反映した内容となっているか。

イ 業務遂行能力

- ① 本業務を着実に実施できる内容となっているか。
- ② ワシントン D. C. 内又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地から本業務を着実に実施する方法が具体的に説明されているか
- ③ 本業務の改善に繋がる提案（コスト節減、執務環境整備等）がなされているか。

ウ 事業体制

上記の応募資格 4 (2) で示した人員の配置を含め、本業務を着実にできる体制となっているか。

エ 事業実績

過去の実績から、本業務の遂行は可能と認められるか。

オ 積算額

適切かつ合理的な積算額となっているか。

8 審査結果の通知

審査結果は、沖縄県知事公室基地対策課から応募者に対し個別に連絡し、令和 5 年度開始後に文書で通知する

9 契約の締結について

- (1) 県は、選定委員会により最上位に選定された候補者と委託業務の内容と契約金額等の協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。
- (2) 選定委員会により最上位に選定された候補者が辞退した場合、又は県との契約に向けた協議が整わなかった場合には、県は次順位以降の候補者と契約に向けた協議を行う。
- (3) 契約金額については、候補者から見積書を聴取し、予定価格の範囲内で決定する。
- (4) 委託契約の内容等は、上記(1)の協議結果、予算措置状況その他の事情により企画提案時の内容から変更することがある。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付する必要がある。但し、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

10 その他留意事項

- (1) 企画提案応募に当たって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本募集は、委託契約候補者の優先順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。
- (3) 提出書類の作成やプレゼンテーション等に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (4) 企画提案資料の記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があると判断された場合には、選定結果の通知後においても失格となることがある。
- (5) その他の詳細は、企画提案仕様書による。

(様式1)

令和5年 月 日

質 問 票

会 社 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	

質 問 内 容	
---------	--

(様式2)

令和5年 月 日

沖縄県知事 殿

令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)

企 画 提 案 応 募 申 請 書

みだしについて、企画提案を行いたいの応募します。

【会社概要】

会 社 名			
代 表 者 名			
会 社 住 所			
設 立 年 月 日			
従 業 員 数 (人)		資 本 金 (千 円)	
業 務 内 容			

【担当者】

所 属 ・ 職 ・ 氏 名	
電 話 ・ F A X	
メー ル ア ド レ ス	

(様式3)

令和5年 月 日

沖縄県知事 殿

令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)

企 画 提 案 書

みだしについて、企画提案書を提出します。

社 名 ・ 代 表 者	
本 事 業 実 施 の 基 本 方 針	
ス ケ ジ ュ ー ル	
執 行 体 制	(担当予定者の所属、職名、氏名、役割、略歴など、 必要な情報を記載すること)
業 務 の 実 施 方 法	(別紙で作成すること。10ページ以内、スケジュールも示すこと)

(様式4)

令和5年 月 日

沖縄県知事 殿

令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)

積 算 書

みだしについて、積算書を提出します。

社 名 ・ 代 表 者	
積 算 見 積 金 額	_____ 円 (消費税相当額含む)
見 積 内 訳	(別紙)

※ 留意事項

- ① 別紙は、企画提案仕様書内の委託業務内容(1)及び(2)の各業務別に「1.人件費」、「2.経費」の項目を設け、各業務別の額が明示された内容にすること。
- ② 経費ごとに単価と個数を明らかにすること。(記入例:〇〇費 △△円×〇日人=□□円)
- ③ 合理的な理由を挙げ、積算項目等を変更し提案することは妨げない。
- ④ 県が企画提案仕様書で指示する全ての業務に必要な通訳・翻訳は人件費として計上すること。

(様式5)

令和5年 月 日

令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)

委託事業の執行体制

※ 企画提案募集要項の「4 応募資格」に掲げる要件を満たす人員で構成されていることを説明するため、各担当者の役割と略歴など、必要な情報を記載すること。

(様式6)

令和5年 月 日

【過去5年間の国又は地方公共団体等との受託実績(最大5件)】

業 務 名			
受 託 期 間			
発 注 元		受託金額(千円)	
受 託 内 容			

業 務 名			
受 託 期 間			
発 注 元		受託金額(千円)	
受 託 内 容			

業 務 名			
受 託 期 間			
発 注 元		受託金額(千円)	
受 託 内 容			

業 務 名			
受 託 期 間			
発 注 元		受託金額(千円)	
受 託 内 容			

業 務 名			
受 託 期 間			
発 注 元		受託金額(千円)	
受 託 内 容			

(様式7)

誓約書

令和5年 月 日

沖縄県知事 殿

社名:

所在地:

代表者職名 氏名

印

私は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しないことを誓約します。

※共同企業体での応募の場合は、構成員ごとに提出すること。

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）
委託業務及び企画提案仕様書

1 委託業務の内容

ワシントン駐在の運営を支援するため、駐在員の指示に基づき又は、駐在員と連携して、以下の取組を実施する。

- (1) 事務所の運営支援に関すること
家賃、事務所備品、消耗品、通信費等の契約、支出事務等
- (2) 駐在員の保険、ビザ関連の支援に関すること
- (3) 現地スタッフの支援に関すること
- (4) 米国における確定申告等の対応支援に関すること
- (5) その他、駐在員の運営の支援に関すること

※上記の事項に関し、業務の改善につながる提案（コスト削減、執務環境整備等）についても検討すること。

2 企画提案内容

企画提案書（様式3）には、上記1の委託業務の内容を実施するにあたって、以下の内容を含めて提案すること。

- (1) 基本方針
- (2) 上記1委託業務の内容の実施方法
- (3) 実施想定スケジュール

3 積算条件

費用を算出するにあたっては、以下の条件を踏まえ積算すること。なお人件費については時給単価を明記のうえ、その他の経費についても各単価を明記すること。

- (1) 駐在員2名（家族は計1名と設定）、現地職員2名
- (2) 事務所家賃：ワシントンD.C.内（年間600万円と設定）
- (3) オフィス備品：リース年額
- (4) 電話、インターネット、パソコン、携帯電話2台、コピー・FAX機、タクシー等の使用料
- (5) 火災保険料等
- (6) 駐在員の使用する備品等購入費用
- (7) 駐在員の活動費用等（消耗品費・交通費等）
- (8) 現地で雇用する職員（2名）の給与、保険、管理費、求人手数料等
- (9) ビザに関する弁護士相談料等
- (10) 海外傷害保険（傷害死亡・後遺障害、治療・救援費用、疾病死亡、家族総合賠償責任、被害者治療費用等）駐在員2名、その家族（計1名）

- (11) 税申告、会計処理費用：必要により算定
- (12) その他、本事業の遂行に必要な費用
- (13) 一般管理費は、(直接人件費+直接経費-再委託費)×10%以内
- (14) 全ての業務に必要な通訳・翻訳費は人件費として計上すること
- (15) レートは日本銀行報告省令レート2023年3月分を適用すること

4 再委託等の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

〔契約の主たる部分〕

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負させることのできる業務等の範囲は、以下のとおりとする。

ア 弁護士、税理士、会計士等への法務、税務に係る相談及び対応

イ その他、委託先が第三者に委任し、又は請負させることのできる業務。ただし、その業務の範囲については、県と事前に協議を行い確認すること。

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

ア 議事録作成

イ 封入・発送

5 注意事項

- (1) 企画提案の内容と実際の契約内容とは、必ずしも一致するものではない。
- (2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

令和5年ワシントン駐在 運営支援 積算内訳
(枠内)

節名	(単位: ドル・円/年額)

委 託 契 約 書

沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）について、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の内容）

第2条 乙は、別添「令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき業務を行うものとするが、事前に甲と所要の調整を行い、甲の指揮及び監督に従い、かつ指導を仰ぐこととする。

2 甲乙は、必要に応じて、事前に協議し、合意の上、仕様内容の変更・調整を行うものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024）3月31日までとする。

（委託事業に要する費用）

第4条 甲は、第2条に掲げる委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、〇〇〇〇円を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、〇〇円とする。

（再委託の制限）

第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約のプロポーザル参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為

について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(実施計画書)

第7条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む実施計画書を契約締結の日より14日以内に委託者（以下「甲」という。）に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 業務の内容及び実施方法
- (2) 業務の工程表
- (3) 担当者の業務割当表
- (4) 経費積算内訳書

- 2 甲は、前項の提出後承認するまでの間に、必要があると認める時は、乙に対して前項の業務実施計画書の修正を請求することができる。

- 3 乙は、甲の承認を得た実施計画書に基づいて委託業務を実施しなければならない。

(実施計画書の変更)

第8条 甲又は乙の都合により実施計画書の内容を変更するときは、甲乙事前に協議するものとする。ただし、軽微な変更をする場合はこの限りではない。

- 2 前項の協議が整った場合、乙は速やかに実施計画書の変更内容を記載した書面を甲に提出するものとする。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第9条 乙は、委託業務の実施に要する経費を経費積算内訳書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更後の経費積算内訳書の経費の内訳に従って支出しなければならない。ただし、乙は、経費積算内訳書に記載された経費の内訳（直接人件費、直接経費）について、それぞれの項目について20%以内に限り、流用することができる。20%以上の流用については、甲と乙が協議して定める。

(業務委託料の変更方法等)

第10条 業務委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、甲と乙が協議して定める。

(履行期限の延長)

第11条 乙は、やむを得ない理由によって、履行期限内に委託業務を完了することができないと見込まれるときは、あらかじめ書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 甲は、乙の責により、履行期間内に委託業務が完了しない場合は、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年2.4%の割合の違約金を徴収することができるものとする。

(委託状況等の調査等)

第12条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し委託業務の進捗状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

- 2 前項により、甲が調査又は報告を求めたときは、乙は、この調査報告を自己の負担において速やかに実施しなければならない。

(報告書の提出)

第13条 乙は、業務が完了したときは、速やかに仕様書に基づく業務による成果及び要した経費を明らかにした実績報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出し、その検査、確認を受けなければならない。

- 2 乙の提出する報告書の内容に関し、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し不十分な部分について再調査を求めることができる。
- 3 前項により、甲が再調査を求めたときは、乙は、この調査を自己の負担において速やかに実施しなければならない。
- 4 甲は、1項の検査において、完了報告書及び経費明細書、成果物の内容が適正であると認めた時は、委託料の額を確定するものとする。

確定にかかる換算レートは、概算払分については、概算払いにおいて甲が支払った日本円総額を、乙が実際に受領する米ドル総額で割った実効レートを以って、換算レートとする。尚、精算払い分については、2024年3月31日適用の日本銀行外国為替市況レート（中心相場）を換算レートとする。

- 5 前項の確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と4条で規定する委託料の額のいずれか低い額とする。
- 6 甲は、第4項の確定後、乙に対して速やかに通知するものとする。

(委託料の支払い)

第14条 乙は、前条6項の通知を受けたときは、請求書により確定額を請求するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙が委託完了前に委託業務に必要な経費の支払いを受けようとするときは、概算払いを請求することができる。甲は、適当と認めたとき、契約金額の10分の9を限度として、これを支払うことができる。
- 3 甲は第1項及び第2項の規定により支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内に、これを乙に支払うものとする。
- 4 甲は、概算払いした場合において、1項の規定による精算の結果、既にその額を超える委託料が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(知的財産権)

第15条 乙が、この委託業務により取得した知的財産権（知的財産基本法第2条第2項に定めるものをいう。）は、甲に帰属するものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号の一つに該当すると認められるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、本契約に違反し契約の目的を達成することができないと認めたとき。
- (2) 乙が、正当な理由によってこの契約の解除を申し出たとき。

(3) 甲の都合により、この契約の解除を必要とするとき。

(損害賠償)

第17条 乙は、前条第1号又は第2号に該当する理由により、この契約を解除された場合において、甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、前条第3号に該当する理由により、この契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損失を補償する。

(秘密の遵守)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、個人情報の取り扱いについて、別記に定める規定に従うものとする。

3 乙は、この委託業務の成果を外部に公表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第19条 委託業務の処理に当たって、第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償する。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合においては、甲の負担とする。

(帳簿等の整備及び保存)

第20条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした帳簿、その他の支出の事実を証明する書類を整備し、委託業務終了後5年間保存しなければならない。

(デジタル署名)

第21条 甲と乙はPDFファイルにスキャンした印又はサインの利用を了承する。

(補 則)

第22条 この契約及び仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して決める。

(合意管轄裁判所)

第23条 本契約に関する、第一審の合意管轄裁判所は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

本契約の証として、本書2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和5年(2023年) 4月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 玉城 康裕

乙

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

- 第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

- 第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

- 第6 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

- 第7 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

- 第8 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

- 第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

令和5年度ワシントン駐在員活動事業委託公募 スケジュール

日付	曜日	時間 開始 終了	事 項	参考 前年度	特記事項	公募期間	
2月							
16	木				代表通告		
17	金				一般通告		
18	土						
19	日						
20	月						
21	火		執行伺決裁		代表①		
22	水		公募開始(案)		代表②	1	1
23	木					2	
24	金			執行伺決裁	代表③	3	2
25	土			公募開始(案)		4	
26	日					5	
27	月				一般①	6	3
28	火				一般②	7	4
3月							
1	水				一般③	8	5
2	木				一般④	9	6
3	金					10	7
4	土					11	
5	日					12	
6	月				予算特別委	13	8
7	火		質問事項×切			14	9
8	水			質問事項×切		15	10
9	木					16	11
10	金				総務企委	17	12
11	土					18	
12	日					19	
13	月					20	13
14	火					21	14
15	水					22	15
16	木					23	16
17	金		公募×切			24	17
18	土			公募×切			
19	日						
20	月				総括質疑		
21	火						
22	水		プロポーザル審査委員会 予定		常任委員会		
23	木				常任委員会		
24	金		プロポーザル審査委員会 予定		常任委員会		
25	土						
26	日						
27	月				軍特 予算総括		
28	火						
29	水						
30	木						
31	金						
4月							
1	土		契約日				
2	日						

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）
委託業務仕様書

1 委託業務の内容

ワシントン駐在員の活動を支援するため、以下の事項を実施する。下記の委託業務については、沖縄県ワシントン駐在員と連携して取り組むこと。

(1) ワシントン駐在の運営を支援するため、以下の事項を実施する。

ア 事務所の運営支援に関すること

家賃、事務所備品、消耗品、通信費等の契約、支出事務等

イ Foreign Agents Registration Act (FARA) 関連業務の支援に関すること

ウ 駐在員の保険、ビザ関連の支援に関すること

エ 現地スタッフの支援に関すること

オ 米国における確定申告等の対応支援に関すること

カ その他、駐在員の運営の支援に関すること

2 業務実績報告書（以下「報告書」という。）の作成

報告書には、上記1の(1)で示した業務の内容ごとに、業務実績、内容、成果等をまとめること。

3 経費内訳書の作成

経費内訳書には、業務の実施に要した経費の内訳を概ね次のとおり記載又は添付すること。

(1) 財務報告総括表

上記1で示した業務内容ごとに、要した諸費用を記載する。

人件費については、全業務の合計を記載する。

(2) 経費区分ごとの明細表

3 (1) の区分ごとに、実際に支出した内容1件ごとの費用を明細として記載する。明細には1件ごとに、3 (3) のどの部分を参照すればよいかを通し番号等で記載する。

人件費については、上記1の(1)の区分ごとに、従事者ごとにあらかじめ定めた1時間当たりの単価と従事した時間（以下「稼働時間」という。）数の積による費用を記載する。

(3) 整理する書類

明細に対応する書類として、次のとおり整理すること。

ア 当該委託事業で契約した契約書、支出した全経費の請求書及び領収書の写し

イ 従事者別・月別の稼働時間集計表

ウ 業務日誌（人件費対象となる従事者ごとに、業務の具体的な内容がわかるものを整備。）

エ その他当該業務の管理上必要とされる書類

4 納品物

提出図書	提出部数	提出期日
中間報告書	1	令和5年10月1日
最終報告書	1	令和6年3月31日
決算内訳書	1	令和6年3月31日

* 1 電子情報媒体1部

5 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、原則日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に請負わせることのできる、その他、簡易な業務の範囲は、議事録作成、封入・発送及び送迎とする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及びその他の詳細事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

「令和５年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）」に係る
企画提案募集要項

沖縄県では「令和５年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）（以下「本業務」という。）」の受託者を選定するため、企画提案募集（以下「本募集」という。）を実施する。受託希望者は、次の要項に従って企画提案書等関係書類を提出すること。

なお、本募集については、沖縄県の令和５年度当初予算において当該事業が予算措置された場合のみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には本募集にかかる一切について、いかなる効力も発生しないものとする。

1 事業の目的

沖縄県では米国ワシントンD.C.に駐在員を設置しており、本事業は当該駐在員の現地事務所の運営支援を目的としている。

2 委託業務

- (1) 委託事業名：令和５年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）
- (2) 委託期間：令和５年（2023年）４月１日から令和６年（2024年）３月31日まで
- (3) 業務内容：別添「企画提案仕様書」参照

3 企画提案上限額

企画提案の費用は、本業務を実施するにあたり必要となる一切の経費を含め、総額40,255,000円（消費税相当額込み）の範囲内で見積もること。

ただし、この上限額は企画提案のために提示した金額であり、契約金額ではない。

4 応募資格（次に掲げる要件を全て満たすこと）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項（※）に該当しない者であること。

（※）地方自治法施行令（昭和22年５月３日号外政令第16号）第167条の４第１項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

- (2) 英語を母国語とする者と同等程度の英語コミュニケーション能力及び日本語を母国語とする者と同等程度の日本語文章作成能力を有する人員を1名以上担当者として配置し、本業務の的確な実施及び沖縄県と緊密な連絡調整を行うことが可能な法人であること。
- (3) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有する者であること。
- (4) 過去5年間に、国、地方公共団体、または同等の団体、法人等と委託契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 共同企業体による企画提案申請も認める。その場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が企画提案申請を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、上記(1)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のうち少なくとも1者は、上記(2)から(4)までの要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、単体企業又は他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。

5 問い合わせ、応募申請スケジュール及び提出先

(1) 本募集に関する質問

質問は、令和5年3月9日(木)(日本時間)までに、本要項第6に掲げる質問票(様式1)により(3)のアドレスあて電子メールで提出すること。

なおメール送付後、24時間以内(土日・祝祭日の場合はその翌日以降平日の同時刻以内。以下同じ。)に受領の返信がない場合は、電話にて到達確認を行うこと。

(2) 企画提案の提出

企画提案は、令和5年3月17日(金)23時59分(日本時間)までに、本要項第6(2)に掲げる応募書類により(3)のアドレスあて電子メールで提出すること。なおメール送付後、24時間以内(土日・祝祭日の場合はその翌日以降平日の同時刻以内。以下同じ。)に受領の返信がない場合は、電話にて到達確認を行うこと。

(3) 質問及び企画提案の提出先

沖縄県知事公室 基地対策課 (担当) 吉嶺、玉元

E-mail : aa001201@pref.okinawa.lg.jp

電話 : 098-866-2460 FAX : 098-869-8979

6 質問及び応募書類

- (1) 質問票 : 様式1
- (2) 応募書類

- ア 応募申請書：様式 2
- イ 企画提案書：様式 3（10頁以内。スケジュールも示すこと）
- ウ 積 算 書：様式 4（消費税相当額を含む額を記載すること）
- エ 執 行 体 制：様式 5
- オ 実 績 書：様式 6
- カ 誓 約 書：様式 7
- キ 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）※様式任意
※共同企業体の場合は構成員ごとに、様式 2 に準じた会社概要、カ
誓約書を提出すること。

(3) その他

質問及び企画提案にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (4) 応募申請書及び積算書（見積書）には、押印又はサインを付すこと。
なお、PDF ファイルにスキャンした印又はサイン（電子署名）の利用を了承する。

7 委託事業者の選定

(1) 選定方法

- ア 沖縄県知事公室内に設置する委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において総合的に審査し、委託契約候補者（以下「候補者」という。）としての優先順位を決定する。
- イ 応募のあった提案は、選定委員会で書類審査を行い、必要に応じてプレゼンテーションなど 2 次審査を行って順位を決定する。
- ウ 選定委員会は非公開で行い、提出された応募書類、審査内容、審査経過等は公表しない。また、審査過程等に関する問い合わせには応じない。
- エ 選定委員会による審査の結果、一定水準を満たした提案がないことを理由として、候補者なしとする場合がある。

(2) 審査基準

ア 事業目的等の理解度

本業務の目的及び内容を十分理解の上、的確に反映した内容となっているか。

イ 業務遂行能力

- ① 本業務を着実に実施できる内容となっているか。
- ② ワシントン D. C. 内又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地から本業務を着実に実施する方法が具体的に説明されているか
- ③ 本業務の改善に繋がる提案（コスト節減、執務環境整備等）がなされているか。